

法令適用事前確認手続（照会書）

令和8年4月9日

国土交通省

物流・自動車局貨物流通事業課 課長 殿

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会

会長 森山 裕

東京都文京区本郷1-34-3

後樂園SAJビル6階

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第3条

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

(1) 肉用牛ヘルパー利用組合における肉用牛の輸送

肉用牛ヘルパー利用組合（以下「組合」という。）は、肉用牛経営を営む農家等が組織し、組合員間で家畜の飼養管理（給餌・給水作業等）や出荷・販売に係る作業を協力して行う組合である。組合は、年間等の期間的な契約によりヘルパー要員の登録を行う。組合は、組合員（肉用子牛の繁殖農家）から、肉用子牛の市場への出荷・販売に係る作業について依頼を受け、請負作業としてヘルパー要員に依頼し肥育農家への引き渡し等を行う。

(2) 組合が行おうとする行為

組合が繁殖農家から依頼を受けて行う作業は、肉用子牛の出荷のために必要となる各種作業（運搬車の点検、子牛の積み込みの準備、出荷先の子牛市場における子牛の荷下ろし、上場手続、市場の引き回し、肥育農家への引き渡し等）である。

また、出荷作業に必然的に伴う肉用子牛の家畜市場への運搬についても、（繁殖農家自らが運搬する場合もあるが、）組合（又はヘルパー要員）が所有する運搬車に子牛を積み込み、輸送も一貫して行うことを予定している。

その際、ヘルパー要員が運搬車を走行させる場合にも、ヘルパー代として出荷・販売作業に係る一連の作業に係る対価を徴収しており、運送の対価は徴収しない。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

組合は、組合員の互助事業としてヘルパー要員等に依頼し、肉用牛ヘルパー活動を生業として営んでいる。

肉用牛ヘルパー活動として請負う肉用子牛の出荷・販売に係る作業においては、肉用子牛の家畜市場への輸送が密接不可分な行為に当たるため、当該輸送作業は、主たる請負内容である出荷・販売に係る作業の過程に包摂されており、貨物を運送する事業には当たらないと考えられる。

したがって、当該輸送行為については、貨物自動車運送事業法第3条の適用はないものとする。

4. 連絡先

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会 事業部

統括監 大角 光

電話：03-5801-0773

メール：shinko@nbafa.or.jp